



「病児保育事業」の幼稚園型認定こども園に対する適用拡大について【国への要望】

要望内容

幼稚園型認定こども園において、こどもが病気の際に、保護者が自宅での保育が困難な場合でも病気の児童を一時的に預かることで安心して子育てができる体制整備のため、補助金等の支援体制を創設するよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

【現状と課題】

<現状>

当市では、安心して保育ができ、保護者への子育て支援が充実するよう、保育所や幼保連携型認定こども園と同様に、幼稚園型認定こども園において、保育中に体調不良となったこどもに対して対応できる看護師を市費負担で配置しているが、体制整備に係る予算の負担が大きい。

<課題>

保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様に、安心かつ安全な体制を確保するため、体制整備の構築や補助金制度の創設が必要である。

事業実施による効果

病気の児童を一時的に預かることにより、安心した子育て環境を整備することができる。

担 当：こども若者部 幼児課 指導研修係
TEL：077-561-6878

要望先：滋賀県子ども若者部 子ども家庭支援課

児童家庭相談業務体制の充実について 【県への要望】

要望内容

専門機関である児童相談所において、迅速かつ適切に業務を実施していただくため、管轄地域の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた経験豊富な職員の配置をしていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

市の相談体制を充実させ、児童虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るためには、専門機関である児童相談所が自らの機能や権限を躊躇なく活かし、こどもの一時保護や保護者指導等の業務や、市に対する助言や援助等の業務を適切に実施していただくことが極めて重要である。

草津市域を管轄する中央子ども家庭相談センターでは、令和7年4月当初、虐待対応係1名、相談係2名の合計3名の担当職員を配置いただいたが、昨年度より担当職員が1名減少している。また、令和5年度中の草津市の虐待相談件数は当該センターの管轄市中、最多の1,271件であり、他市相談件数とは900件以上の差がみられる状況である。

当市は人口規模・相談件数ともに多く、かつ、複雑化・複合化した問題を抱えたケースやこどもの安全確保のために緊急対応を要するケース等も多いため、市では対応困難な場合やより専門的な対応が必要な場合は、児童相談所による迅速かつ適切な対応が不可欠である。

事業実施による効果

人口や要保護児童対応ケース数の規模など当市の実情に応じた担当職員を配置していただくことで、緊急性や重篤性の高いケースへの迅速かつ適切な対応を可能とし、こどもの安全確保を図ることができる。

担 当：こども若者部 家庭児童相談室
家庭児童相談係

TEL：077-561-2460

要望先：滋賀県子ども若者部 子育て支援課

滋賀県多子世帯子育て応援事業金の対象範囲の拡充について【国への要望】【県への要望】

要望内容

滋賀県多子世帯子育て応援事業の対象範囲を世帯の市民税所得割額に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち第3子以降のこどもにかかる保育料に拡充することについて、特段の配意をお願いしたい。また、国制度についても多子カウントの年齢制限の撤廃について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

【現状】

多子世帯の保育料無償範囲は次の①～④のとおりである。

(ひとり親世帯等は別基準)

- ①市民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯において、年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料（国制度）
- ②市民税所得割課税額 57,700 円以上の世帯において、小学校就学前のこどもから数えて、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料（国制度）
- ③市民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満において、年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料（県制度）
- ④所得や年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料（市独自制度）

【課題】

同じ保育施設を利用していたとしても、世帯間の年齢構成により、利用者負担の不均衡が発生しないよう令和5年度9月算定の保育料から、市独自に3子以降の保育料を無償としたが、安定的な事業継続のためにも、国・県制度の拡充が必要である。

事業実施による効果

・国・県制度の拡充により、安定的に、第3子以降のすべてのこどもの保育料が無償となることで、各家庭がこどもを安心して生み育てる環境が形成される。

担 当：こども若者部 幼児課 入所・入園係
TEL：077-561-2365

重点要望(新規)

要望先：滋賀県総合企画部 企画調整課
滋賀県土木交通部 交通戦略課、都市計画課



リニア中央新幹線三重県駅と草津市とを繋ぐ南部東西移動軸の創設について【県への要望】

要望内容

リニア中央新幹線は、早ければ 2034 年以降に品川⇄名古屋間の先行開業が見込まれているが、近畿地方整備局が現在策定を進める「関西広域地方計画」では、名古屋止めによる関西の空洞化を懸念し、名古屋⇄大阪間の早期着手、早期開業を強く要請されている。

滋賀県は、リニア中央新幹線の計画ルートから外れるため、全線開通後は、東海道新幹線の減便、低速化等の国土移動の変化により、立地企業や大学等の県外移転、または観光産業の下振れなど、悪影響が懸念される。

また、滋賀県が描くリニア中央新幹線と県とのアクセスは、今後の当市の都市形成における重要な要素と捉えており、リニア全線開通後は、今以上に産業、観光、学術研究等において中部圏との連携を意識したまちづくりが必要と考えている。

については、滋賀県と中部圏とを結ぶ移動インフラである「鉄道」と「高規格道路」による 2 つの移動軸として、『湖北湖東地域』では、名古屋駅までの先行開業を見据え、「米原駅」と「多賀 SA」を核とした JR 東海道線と新幹線および名神高速道路で形成する『北部東西移動軸』を考えていく一方、『湖南甲賀地域』では、リニア三重県駅を見据え、「草津駅」と「草津 PA」を核とした JR 草津線、新名神高速道路で形成される『南部東西移動軸』の重点的な整備・確保について、滋賀県として、関係市や交通事業者、企業関係者を交えた勉強会の開催、沿線市町の広域連携の調整、また、既に三重県で進むリニア三重県駅の議論への参画など、県内外において、滋賀県へのリニア中央新幹線の利益確保に向けた取組みを推進いただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



【凡例】

- 東海道新幹線
- 名神高速道路
- JR 草津線
- 新名神高速道路

現状と課題

- ・国土交通省「関西広域地方計画」において、名古屋⇄大阪間のリニア中央新幹線の早期着手を掲げ、大阪を起点とする地方経済の拡大・波及を想定されており、名古屋駅や三重県駅など、中部県駅に隣接する関西都市（滋賀県、京都府）へのアクセスについて議論されていない。
- ・ＪＲ東海は、リニア中央新幹線全線開通後、平行する東海道新幹線の過密ダイヤ対策として、東京⇄大阪間の「のぞみ」を減便し、「ひかり」のような静岡県で停車する便を増加させることを方針として打ち出している。
- ・滋賀県「滋賀地域交通ビジョン」において、リニア中央新幹線の整備によるストロー効果の懸念が記載されているものの、具体的な対策については記載されていない。
- ・リニア中央新幹線の名古屋駅先行開業により、湖北振興が期待をされるが、リニアから新幹線に乗り換える場合、新たに米原⇄名古屋間の割高な特急料金が発生するため、リニアと新幹線の乗継時には新幹線の特急料金が割引される等、利用者負担の軽減の仕組みが求められる。
- ・三重県ではリニア中央新幹線の開通がもたらす効果を最大限に活かすため、既に戦略プラン等の策定が進んでいるが、滋賀県にとっても重要な議論であるものの、現在参加できていない。
- ・三重県のリニア中央新幹線駅候補として、亀山市があげられ、亀山駅周辺の３つのエリアで現在検討が進められている。
- ・草津線複線化促進期成同盟会においてＪＲ草津線とリニア三重県駅の接続について話題に上がっているものの、議論が広がっていない。

事業実施による効果

- ・リニア中央新幹線名古屋駅、三重県駅といった中部圏から滋賀県へのアクセス性を高めることは、県民のリニア利用の利便性向上と同時に、関東・中部方面からの利用者の利便性の確保に繋がり、湖北振興、南部振興を通じた滋賀県の価値向上、持続可能な発展に寄与することができる。
- ・先行開業するリニア名古屋駅から乗継便利な米原駅（湖北東西移動軸）をデザインすることで、湖北振興だけでなく、県南部の産業や大学などの立地価値を高めることに繋がる。
- ・リニア三重県駅を意図した南部東西移動軸を創設することで、ＪＲ草津線沿線都市に加え、びわこ文化公園都市の価値向上に寄与することができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課
TEL：０７７－５６１－６９３１

JR草津駅周辺の都市再生緊急整備地域指定に向けた広域拠点の指定について【県への要望】

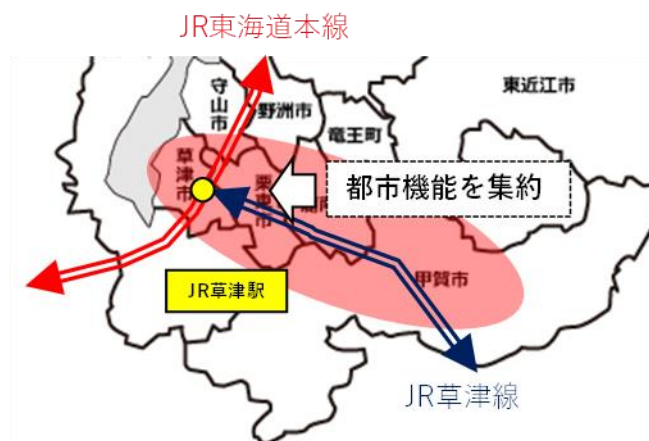
要望内容

JR草津駅は、県内1位の乗降客数を誇り、県内で唯一、JR線が2路線（琵琶湖線、草津線）乗り入れる交通結節点である。当市では、その周辺地域において、これまで2期にわたり、内閣府の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」を策定し、官民連携による多くの大規模プロジェクトの推進により、滋賀県南部地域の中核駅に相応しい、魅力ある都市機能の集積を力強く進めてきたところである。

また、今後、更なる人口減少・超高齢社会が進む中、県が掲げている、県内主要鉄道駅等を広域拠点として、県域の地域拠点、生活拠点および主要施設をネットワークで結ぶ「拠点連携型都市構造」の展開に向けて、JR草津駅周辺地区は、県南部の中核駅としての役割が益々高まると考えている。そのため、新たに「草津駅周辺エリア未来ビジョン」に掲げた県民の経済と暮らしを支える使命を果たすため、当市では、都市再生特別措置法に基づき、内閣府が政令で定める「都市再生緊急整備地域」の指定を目指しているところである。

については、「滋賀県都市計画基本方針」において、JR草津駅を「主な拠点」の中でも「広域拠点」としての位置づけを明確にさせていただくとともに、JR草津駅を「広域拠点」とするJR草津線沿線市と連携した「広域立地適正化計画」の策定に向け、「拠点連携型都市構造」の具体化の観点から県として関係市への働き掛けなど積極的な関与について、特段のご配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・都市再生緊急整備地域の指定は、原則として、三大都市圏および中枢中核都市とされており、本市においては、その外形的要件を満たしていないものの、内閣府公表の「都市再生緊急整備地域の指定の考え方」には、上記外形的要因は示されていない。
- ・内閣府より、地域指定に向けては、県による広域的視点から当該地域の中心的な位置づけが明確であることに加え、当該位置づけを支える具体的な取り組み（「広域立地適正化計画」の策定など）が必要との意見あり。
- ・令和5年度策定の「滋賀県都市計画基本方針」においては、「拠点連携型都市構造」を支える拠点を「広域拠点」と「生活拠点」と定義し、2つを合わせた「主な拠点」として県内各鉄道駅等を指定されているが、各駅での「広域拠点」か「生活拠点」かの整理はされていない。
- ・本市では、JR草津駅は「広域拠点」としての役割を担うために、草津駅周辺に残された草津警察署跡地等への広域的都市機能の誘導、広域での立地適正化計画の策定を検討しており、JR草津線沿線市で広域政策の議論を進める必要がある。
- ・JR草津線においては利用者の減少が進み、JR西日本が減便を検討される中、「草津線複線化利用期成同盟会」においても、草津線の複線化を始め、活性化に向けた利用促進の議論を進めており、その中で、リニア中央新幹線のリニア三重県駅の候補地が亀山市となっており、JR関西本線、JR草津線の活性化に対し、期待が高まっている。

事業実施による効果

- ・JR草津駅の都市再生緊急整備地域への指定により、JR草津駅に草津線沿線住民の生活拠点機能、広域都市機能の集約が進むことで、「滋賀県都市計画基本方針」で定める持続可能で質の高い「拠点連携型都市構造」が実現できるとともに、JR草津線を使った暮らしの日常化により、JR草津線の利用者増に寄与することができる。
- ・JR草津駅とJR草津線を活かした広域のまちづくりを関係市が連携して取り組む体制を構築しておくことで、将来のリニア三重県駅に向けた連携した地域活性化の取組みに繋げることができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課
TEL：077-561-6931

重点要望(継続)

要望先：滋賀県総合企画部 企画調整課

滋賀県土木交通部 交通戦略課、道路整備課



草津PAと連携したびわこ文化公園都市周辺のエリアの活性化に向けた取組について【県への要望】

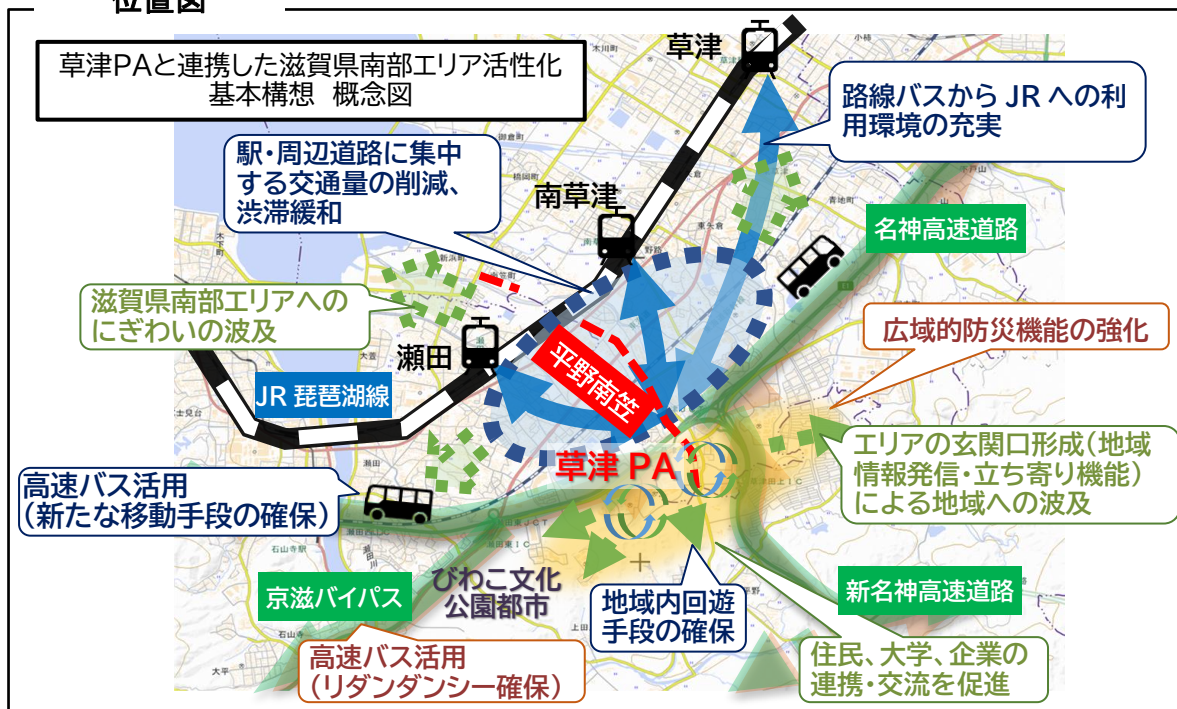
要望内容

名神高速道路の草津PAは、広域交通において、近畿圏、中京圏、北陸圏から流入する多くの高速道路利用者に利用され、将来的には、新名神高速道路を用いたリニア三重県駅から滋賀県への玄関口となり得る立地であるとともに、県内交通においても新たに供用される都市計画道路山手幹線に隣接した立地にあり、加えて、JR琵琶湖線からも比較的近距離であるなど多様なリンクが集積する交通結節点であるとともに、大学を始め、スポーツ、文化、芸術や医療、福祉、都市公園等、多様な施設が集積するびわこ文化公園都市に隣接し、滋賀県南部エリアの活性化に寄与するポテンシャルを有している。

草津市では、これらのポテンシャルを最大限に発揮すべく、国や県等の関係機関の支援をいただきながら、リンク・ノード・マネジメントの視点から草津PAとの交通連携拠点（ノード）の創出を柱とする「草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想」を令和5年6月に策定した。

については、基本構想の実現に向け、「びわこ文化公園都市将来ビジョン」に掲げる移動の自由についてのタスクフォースでの検討と、自由な移動による大学等の施設間連携の促進、加えて、びわこ文化公園都市周辺での公共交通の研究など、部局間における施策連携について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ J R 南草津駅、瀬田駅周辺の国道周辺等では慢性的な渋滞が発生し、路線バスの定時性が確保できない状況にある中、都市計画道路山手幹線の開通により、更なる交通の集積が進むことから、当該地域住民における自動車から公共交通への転換が求められている。
- ・ 滋賀県では「びわこ文化公園都市将来ビジョン」に基づき、公共交通、施設間移動、バリアフリーといった「移動」に関するプラットフォームを設置し、各施設が連携し、課題解決を進められている。
- ・ 滋賀県では「道路アクションプログラム2023」に基づき、都市計画道路平野南笠線の概略設計に併せて、新交通システムの検討が進められている。
- ・ 「滋賀地域交通ビジョン」には、リニア中央新幹線の整備によるストロー効果の懸念が記載されているものの、具体的な対策は記載されていない。
- ・ びわこ文化公園都市周辺への通勤・通学者の多くを占める J R 利用者について、大規模災害等により J R が被災した際の帰宅手段等（リダンダンシー）が十分に確保されていない。
- ・ びわこ文化公園都市は、滋賀県地域防災計画において広域輸送拠点として位置付けられ、隣接する草津 P A は「防災拠点自動車駐車場」に指定されている。また、滋賀医科大学を始め、医療・福祉等の機能が集積しているなど、防災資源が集積しているものの、面的に有効活用される仕組みが構築されていない。
- ・ びわこ文化公園都市周辺の草津市域周辺は、日常に利用できるスーパー等の生活施設が不足をしている。

事業実施による効果

- ・ 新たな交通連携拠点（ノード）の創出と公共交通の充実により、広域スケールでは、将来のリニア中央新幹線からの滋賀県への新たな玄関口として、産業、観光、学術研究等において、県南部地域の発展に寄与することが期待されるとともに、地域スケールでは、びわこ文化公園都市内の大学間の交流、公園や文化施設の利用者確保、公共交通による医療施設や福祉施設への移動の確保などにより、びわこ文化公園都市の価値向上に寄与することができる。
- ・ 草津 P A 周辺に集積している医療・福祉等施設と高速道路・一般道路のネットワークの連携を創出することで、県内のみならず、広域防災拠点としての役割を担うことができる。
- ・ （仮称）リニア三重県駅から、新たな交通連携拠点を經由し、J R 琵琶湖線（京都方面）への移動を想定することで、びわこ文化公園都市周辺の公共交通において、新たな需要を創出することができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 草津 P A 連携拠点担当
T E L：077-561-6802

地域公共交通の維持・強化に対する補助について 【国への要望、県への要望】

要望内容

バス交通については、コロナ禍以前の利用者まで回復していない状況に加え、深刻な運転者不足および高齢化など、大変厳しい経営状況となっている。

今後は、更なる高齢化が見込まれる中、多様な公共交通手段が相互に連携し、効率的かつ効果的で利便性が高い持続可能な公共交通ネットワークを形成するためにも、バス交通不便地における移動手段としての役割を担っているコミュニティバスおよびバス等では運行が困難な地域の移動手段としての役割を担っているデマンド型乗合タクシーは必要不可欠となる。

しかしながら、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加等により地域公共交通への市の財政負担額は年々増加しており、当市のコミュニティバス事業で活用している「地域公共交通確保維持改善事業」(地域内フィーダー系統補助)における補助では維持することが困難な状況であるため、当該補助の上限額の撤廃について国へ働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

県におかれては、交通税の導入目的でもある地域の公共交通支援の考えに即し、「地域内フィーダー系統補助」との協調補助を実施していただくとともに、当市のデマンド型乗合タクシー事業で活用している、現行の「滋賀県コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱」にある、前年度実績額を補助金の限度額とする補助金限度額の特例の撤廃について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図

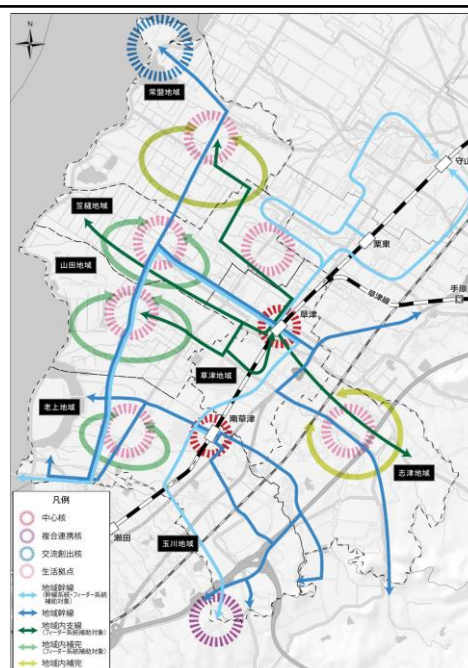
草津市地域公共交通計画

将来の地域公共交通ネットワーク

-  中心核
-  複合連携核
-  交流創出核
-  生活拠点



位置づけ	形態
 地域幹線 (幹線系統・フィーダー系統 補助対象)	路線バス コミュニティバス
 地域幹線	路線バス
 地域内支線 (フィーダー系統補助対象)	コミュニティバス
 地域内補完 (フィーダー系統補助対象)	乗合タクシー
 地域内補完	乗合タクシー



現状と課題

- ・ 当市のバス交通は、高齢化の進展等による交通弱者の増加や、多様化する生活行動圏に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性の高まりにより、さらなるサービス水準の向上が必要とされているが、利用者の減少による便数の削減や路線の廃止等により現状の水準を維持することも困難な状況にある。
- ・ 市内を運行する地域公共交通のうち、地域間幹線系統の民間路線やコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行に対して補助をしているが、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加やコロナ禍による運賃収入減等により、地域公共交通に対する市の財政負担額は年々増加している。
- ・ 当市においては、運転者不足等によりコミュニティバスの路線を短縮した地域や民間バス事業者の減便で時間帯によって交通不便地となる地域に、新たにデマンド型乗合タクシーを導入するなど、現在の移動サービスを一定維持しつつ費用対効果にも資する路線再編を行っている。
- ・ 令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画の基本理念である「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」を実現するためには、当市が運行支援をしているコミュニティバスおよびデマンド型乗合タクシーの存続は不可欠であり、地域公共交通を維持していくためにも国および県の補助が必要不可欠である。

事業実施による効果

- ・ 県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結びつく。
- ・ 安定的な財源の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がる。
- ・ バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・ 自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課

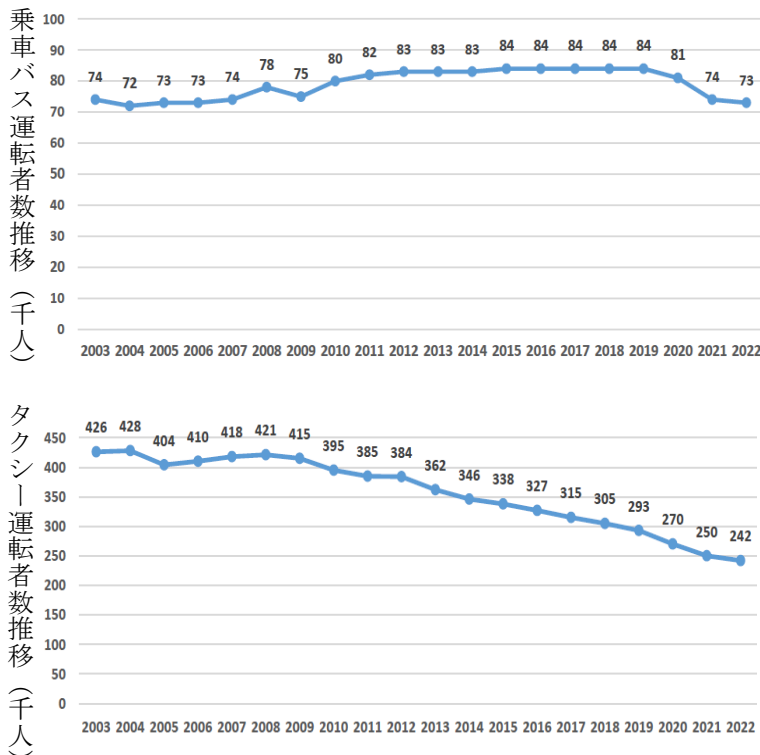
交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援について【県への要望】

要望内容

交通事業者においては、慢性的な運転者の不足および高齢化の状況に加え、運転者の労働時間にも制約がかかることになる労働時間改善基準改正いわゆる「2024年問題」により、その状況は更に深刻化している。

このような状況に鑑み、国におかれては、バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策として、交通事業者に対して担い手（運転者等）募集に係る費用や二種免許取得等の教育費用に対する補助を実施されているところである。

滋賀地域交通ビジョンに基づき、地域交通によって「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動できる」社会を目指す県におかれても、担い手（運転者等）募集や教育費用（二種免許取得等）補助等、より効果が見込まれる直接人材確保につながるような、国の補助制度との協調補助の実施など、交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援の実施について、特段の配慮をお願いしたい。



▲厚生労働省「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

▲乗合バス・タクシー運転者数の推移（全国）※国土交通省「数字で見る自動車 2024」から作成

現状と課題

- ・草津市内の民間バス事業者においては、慢性的な運転者不足および高齢化や「２０２４年問題」の影響により、２０２４年４月から減便を伴うダイヤ改正や運賃改定などを実施されている。
- ・当市のコミュニティバス「まめバス」においても、運転者不足等や「２０２４年問題」により運行継続が難しくなる一部の路線において、２０２４年４月からまめバス路線の一部短縮や減便などを実施し、また、民間バス事業者の減便で時間帯によって交通不便地となる地域をカバーするために、当該地域にデマンド型乗合タクシー「まめタク」を運行するなどの路線再編を行っている。
- ・交通事業者の担い手（運転者等）の確保は、今後の地域公共交通の維持・確保に必須であることから、令和６年５月策定の草津市地域公共交通計画において個別施策のひとつに「担い手（運転者等）確保に向けた支援の検討」を位置づけ、交通事業者、県や国等の連携による支援の検討を行う。

事業実施による効果

- ・県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付く。
- ・地域公共交通および担い手（運転者等）の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がり、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・公共交通を維持・確保することにより、自家用車から公共交通への利用転換による環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等を図ることができる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：０７７－５６１－２３４３

重点要望(継続)

要望先：滋賀県琵琶湖環境部 環境政策課、下水道課
滋賀県土木交通部 都市計画課



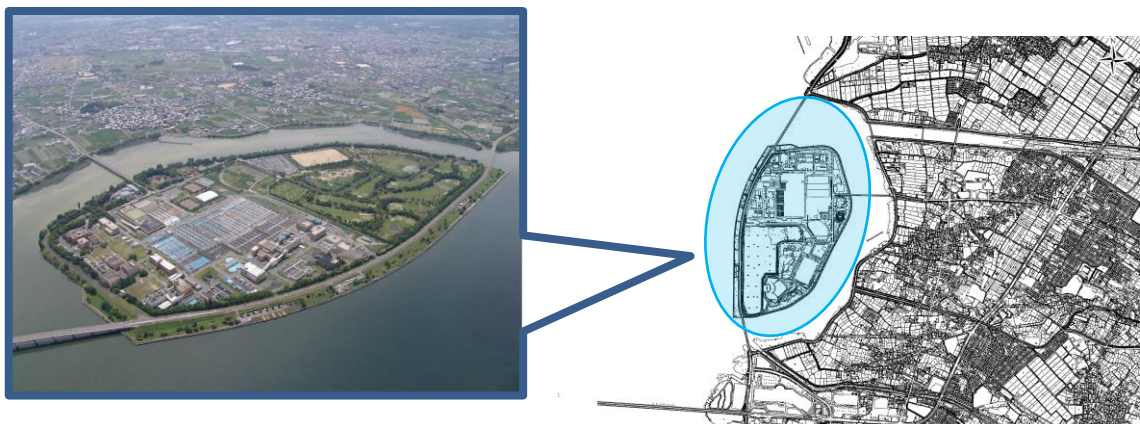
矢橋帰帆島公園の活性化について【県への要望】

要望内容

滋賀県では、県内全体の公園の魅力を高める「THE シガパーク」という理念を掲げられ、矢橋帰帆島公園（下水処理場）についても、公園の一つとして、令和5年度に「矢橋帰帆島公園活性化方針」を定められ、賑わいの創出に取り組んでいただいているとともに、現在、安全上の理由で使用禁止となっている遊具のリニューアルについて、令和8年度の整備完了を目指し進めていただいているところである。

地元の老上西学区まちづくり協議会においては、中間水路や湖岸緑地を含む矢橋帰帆島全域を重要な地域資源として捉え直し、令和4年度に立命館大学と連携し、「みんながつながるウォータータウン」を策定され、その実現に向けて中間水路を活用したカヌー体験会を自主開催されているところであり、当市においても地域とともにその実現に向けて積極的な取組を進めていることから、「矢橋帰帆島公園活性化方針」の具体化については、周遊路の整備など、地域の意向を踏まえて実施いただくとともに、淡海環境プラザについても、地域の環境保全活動等と連携を図り、矢橋帰帆島公園と中間水路とが身近な自然「環境」を学べる拠点となるよう、湖岸緑地公園を含め、矢橋帰帆島の一体的な利活用について検討をいただきたく、特段の配意をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・矢橋帰帆島公園は、大型遊具や多目的グラウンド等が設置されており、市内外から年間30万人を超える利用者があるが、遊具点検の結果、安全面を考慮して広場にある15の遊具のうち6つの遊具が令和5年9月以降使用禁止となっており、令和8年度中の遊具更新完了を目指されている。また、施設によっては利用率が低いこともあり、広大な敷地の有効活用に課題がある。
- ・令和5年度に「矢橋帰帆島公園活性化方針」を策定されており、その実現に向けて地域の声を聞きながら、周遊路の整備や、駐車場の有料化に向けた意向調査と方向性の検討に現在取り組まれている。
- ・老上西学区まちづくり協議会においては、大学の知見を得ながら、県担当部局にも参画いただいたワークショップにより策定した「みんながつながるウォータータウン」の実現に向けた第一歩として、中間水路でのボランティア団体による周辺清掃活動や、県担当部局や淡海環境プラザに協力頂くことで帰帆島に浮桟橋を設置し、そこからカヌー体験会を行うといった取組を進めている。
- ・淡海環境プラザは環境保全に関連した施設であり、令和5年度から令和6年度にかけて展示内容のリニューアルをいただいたが、地域から更なる活用に向けた意見がある。
- ・矢橋帰帆島の湖岸緑地部分は、都市公園であり、下水処理場の附属施設である帰帆島公園と法体系や管理体系が異なることから、矢橋帰帆島としての一体的な整備やマネジメントが難しい状況になっている。

事業実施による効果

- ・指定管理者制度やPark-PFI制度に準じた整備手法などにより、民間活力を活かした優良な投資を誘導し、管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上や利用者の利便の向上を図ることで、新たなにぎわい創出や地域振興の推進が期待できる。
- ・当市の湖辺の地域振興につながり、草津市版地域再生計画に基づく持続可能なまちづくりが推進できる。
- ・滋賀県有数の観光入込客数を誇る公園として、滋賀県南部の水辺エリアにおける観光振興にも寄与し、びわ湖の「水環境」に触れ、学べる公園として、「THE シガパーク」の理念の実現が図れる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係
TEL：077-561-6802

JR南草津駅周辺エリアの交通対策について 【県への要望】

要望内容

JR南草津駅周辺エリアについては、交通渋滞の発生により、路線バス等の運行に支障が生じており、公共交通の定時制が損なわれている状況である。

県におかれては、滋賀県道路アクションプログラム2023に示されている拠点連携型都市構造の実現に向けて、駅へのアクセス道路や駅前広場の整備・機能拡充等により、地域公共交通ネットワークの中心となるバス交通の利用を促進し、乗り継ぎ環境や走行環境を改善する対策の推進について特段の配慮をお願いしたい。

また、滋賀地域交通ビジョンに基づき、地域交通によって「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動できる」社会を目指す県において、引き続き、南草津駅周辺エリアの交通渋滞の解消、ならびに公共交通の定時性等が確保されるスムーズな運行を目指し、公共交通の利便性の向上を図るために、広域的な交通対策について共に取り組んでいただきたい。

位置図



現状と課題

- ・ J R 南草津駅前東口ロータリー内の混雑は、ロータリー付近の信号機の運用変更により一定の改善を図ることができた。
- ・ 周辺道路においては交通渋滞が発生しており、路線バス等の定時性が損なわれており、特に夕方は立命館大学びわこ・くさつキャンパスから J R 南草津駅まで所要時間で最大 6 0 分程度かかる場合もある。
- ・ 駅周辺における渋滞緩和や定時性確保については、依然として課題があることから、引き続き、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関が連携し、南草津駅周辺交通対策検討会においても、中長期の交通対策について検討する必要がある。
- ・ 滋賀県において、「拠点連携型都市構造」の実現に向け、道路アクションプログラム 2 0 2 3 で取り組む道路整備に加えて、公共交通へのシフトを図る取組について今後推進することが示されている。
- ・ 今後の対策実施の際にも南草津駅周辺を含む広域的な交通対策や駅前広場の整備・機能拡充等について、県の支援が不可欠である。

事業実施による効果

- ・ 県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付く。
- ・ バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・ 自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
T E L：0 7 7－5 6 1－2 3 4 3

(都) 平野南笠線の整備促進について【県への要望】

要望内容

(都) 平野南笠線については、県の目指す広域道路ネットワーク形成において、「環びわこ放射状ネットワーク」における放射状道路を構成する路線のひとつであり、滋賀県道路整備アクションプログラム2023において、国道1号以東の区間を、拠点間ネットワーク整備事業として位置付けていただいた。そのうち、(都) 山手幹線～滋賀アリーナ（暫定2車線区間）について4車線整備をいただいているところである。

当市においても、第6次草津市総合計画において、将来のまちの構造における「環状軸」として位置付けており、新浜工区（(都) 大江霊仙寺線～(都) 大津湖南幹線）については、市において、県に協力いただきながら事業を進めていくこととしている。

特に下記について、現在県において検討されている、びわこ文化公園都市における公共交通の研究とも整合を図りつつ、特段の配慮をお願いしたい。

- ・大津市平野～国道1号の整備促進

位置図・写真



現状と課題

(都) 山手幹線の供用開始や、びわこ文化公園都市の施設拡充により、交通量の増加が見込まれることから、幹線アクセス道路の整備が必要となる。

湖南地域において、各南北軸の主要な幹線道路を結ぶ東西アクセス道路が整備されておらず、交通混雑が発生している。特に、新名神高速道路草津田上 I Cからの東西アクセス軸として、(都) 大津湖南幹線、国道 1 号、京滋バイパス、(都) 山手幹線、さらには大津市平野までを東西に連絡する広域的な幹線軸となる道路整備が急務である。

なお、令和 5 (2023) 年度から道路概略設計に取り組んでいただいている。また、令和 7 年度より、びわこ文化公園都市における、まちづくりに活かす公共交通の研究として、新交通システムを含めた検討に取り組んでいただいている。

事業実施による効果

- 1 大津湖南地域と名神・新名神のアクセス性が向上するとともに、開通が予定されている新名神の区間(大津 J C T ~ 城陽 J C T ・ I C) との相乗効果により、県外との交流ネットワークが充実し、リニア中央新幹線開通後を見据えた近畿圏と中部圏との更なる交流の活発化が期待でき、産業振興に寄与できる。
- 2 周辺幹線道路のネットワーク効果が高まり、大津湖南地域の交通渋滞の緩和と産業振興に大きく貢献できる。
- 3 びわこ文化公園都市内に整備された滋賀アリーナや県立美術館などの施設への、県内外からの来訪者の利便性をより向上させることにより、利用促進を図ることができる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係

TEL：077-561-1501

都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係

TEL：077-561-6931



要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

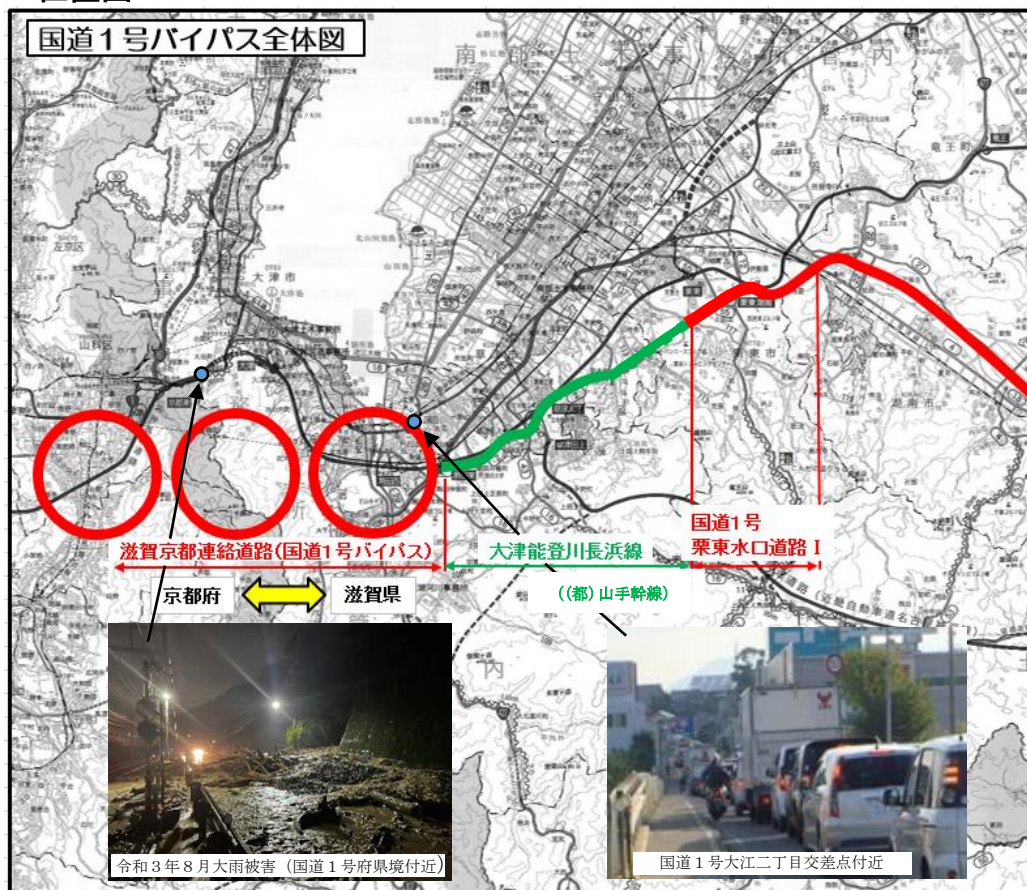
主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）、栗東水口道路Ⅰ 供用後の周辺交通対策および滋賀京都連絡道路の整備について【国への要望、県への要望】

要望内容

主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）および栗東水口道路Ⅰについて、整備していただいたところであるが、供用後の周辺交通への影響についても引き続き対策をお願いしたい。

また、供用後の影響を鑑み、その先線の道路ネットワークとして、滋賀京都連絡道路の整備に向け、計画段階評価を進めるための調査を着実に推進し、早期に事業化するよう、引き続き国に対して積極的に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

国道1号は、県内の商工業や物流など経済活動に重要な道路であるが、草津市内はもとより滋賀・京都間において未だに2車線区間であり、交通の集中による慢性的な渋滞により経済・産業活動が大きく阻害されている。

また、令和5（2023）年1月の大雪や令和3（2021）年8月大雨被害のほか、過去には平成25（2013）年9月の台風18号による豪雨や大雪により、国道1号に加え名神高速道路等の府県境の道路ネットワークが長時間にわたり寸断されたこともあり、その社会的影響を鑑み、機能強化が必要な状況となっている。

国道1号栗東水口道路および主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）の整備が完了し、供用開始後の交通対策について、関係機関で構成する山手幹線供用対策協議会にて検討いただいているところであるが、その先の滋賀・京都間の国道1号がボトルネックとなっていることから、草津市域の幹線道路においてさらなる渋滞が引き起こされることが懸念されている。

事業実施による効果

- 1 国道1号のバイパス機能を発揮されることと併せて、新名神高速道路草津田上ICとの接続が円滑化されることにより、広域基幹道路のネットワークが強化され、現国道1号の渋滞緩和による安定的・持続的な産業・経済の成長が期待できる。
- 2 災害時においても、確実な交通が確保されることにより、地域住民の安全・安心な生活の実現に貢献される。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局



草津川上流部の河川改修の促進について【県への要望】

要望内容

近年、異常な豪雨が頻繁に発生し、草津川上流部では、令和3（2021）年8月大雨被害など、護岸洗掘による破堤被害の危険性が増しつつあるため、市民の生命財産を守るためにも、令和5（2023）年度末に策定された、「滋賀県河川整備5か年プラン」において、工事实施区間に位置付けられた区間について、地域と連携した着実な事業実施をいただくとともに、引き続き、工事準備区間・整備検討区間の早期事業化について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



五百呂橋付近（令和3年8月大雨被害時）

現状と課題

一級河川草津川は、金勝川との合流点から上流部は依然として著しい天井川の形態を呈し、改修がなされておらず、河床の土砂堆積や、護岸等が老朽化している箇所が見受けられる。平成25（2013）年9月の台風18号では、草津川の堤防が一部崩れ、甚大な被害が発生するおそれのある状況であった。

当該河川は、集落から最大7～8mの高さがある天井川であり、特に、美濃郷川との合流部においては、「草津市洪水・内水ハザードマップ」で浸水深5m以上となっている区域もあり、過去にも内水氾濫を繰り返している。

近年全国的に想定を超えるような降雨による甚大な被害も発生していることから、水害に対する市民の不安が高まっており、安全・安心な市民生活確保のため、早急に河川改修を図る必要がある。

令和5年度に「甲賀・湖南圏域河川整備計画」を変更の上、策定された「滋賀県河川整備5か年プラン」において、金勝川合流部から名神高速道路までを工事实施区間、名神高速道路から山手幹線までを工事準備区間に位置付けいただいた。

事業実施による効果

- 1 甚大な水害が予想される当該河川の改修により、流域の治水安全度が飛躍的に向上し、安全・安心な市民生活を享受することができる。
- 2 浸水リスクの低減により、市街地の発展や地域の活性化が期待できる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局、監理課

一級河川および県有地の適正な維持管理について 【県への要望】

要望内容

治水安全度の向上および周辺住民の生活環境の向上を図るために、草津川をはじめとした市内の一級河川や草津川廃川敷等の県有地における年2回の草刈、不法投棄防止を含むパトロール強化、立木伐採の適時実施および計画的な浚渫に取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

また、河川愛護活動事業については、参加団体が減少するなど、団体の負担が大きいため、実情に応じたより一層の制度の見直しに取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

写真



十禅寺川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



伊佐々川

西渋川一丁目地先（土砂堆積）



狼川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



草津川廃川敷

上笠四丁目地先（雑木・雑草繁茂）

現状と課題

草津川廃川敷および一級河川、特に草津川については堤体が広大で、夏季には雑草や雑木が繁茂して害虫等が発生しているとともに、土砂堆積により、増水時に水位が上がりやすい状況であり治水安全上の懸念がある。昨年度は、草津川（御倉町地先）などの浚渫を実施いただいたが、年1回の草刈では雑草が繁茂している状況である。他の一級河川においても、雑草繁茂により、不法投棄が行われる場所となり、その対応に苦慮している。

また、沿川農用地の利用者や周辺自治会が河川愛護等により清掃作業に取り組んでいただいているものの、高齢化等により作業参加に限界がある団体が増加していることから、河川愛護活動事業に対する支援や制度設計の見直しが必要であり、加えて、引き続き河川管理者による適切な維持管理が必要である。

事業実施による効果

- 1 適正な管理により、治水安全度の向上や、沿川・沿道住民の良好な生活環境が確保できるとともに、農作物への害虫被害が軽減されるなど、市民が安全で安心できる快適な生活環境の創出につながる。
- 2 廃川敷地の有効利用が図れるとともに、良好な生活環境の確保もできることから、これらを生かした地域のまちづくりにつながる。
- 3 事業参加に限界が近づく地域団体においても、河川愛護活動事業の継続が可能となる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課



一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道未整備区間（上り）については、南草津駅前付近であり歩行者が多いものの、歩道が整備されておらず大変危険であることから、歩道の今年度内完成について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

位置図・写真



写真①



写真②



現状と課題

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区については、生活道路としても利用されているが、歩道が未整備であることから、歩行者・自転車が路肩を通行することになり、大変危険な状況となっている。自転車が歩行者を追い越す際、突然車道にはみ出すなど危険な走行が見られる。

また、滋賀県の事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の事故危険区間リストに選定されている。

事業実施による効果

当該整備により、国道1号の交通安全対策に寄与でき、事故危険区間の解消へとつながる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

一般国道1号月輪電線共同溝の整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号については主要幹線道路であるが、2車線で無電柱化されていない区間があり、災害時の緊急輸送に支障をきたす可能性があることから、災害時における緊急輸送道路の機能を確保できるよう、順次、無電柱化を推進いただきたく、特に令和5（2023）年度から事業化いただいている月輪電線共同溝の整備推進について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一般国道 1 号については緊急輸送道路であるが、草津市域において、2 車線で無電柱化されていない区間（京滋バイパスとの分岐部から大津市域界まで）があることから、災害時に電柱が倒壊した場合、緊急車両の通行が遮断される可能性がある。

また、生活道路でもあることから、歩行者の通行も多く、安全で快適な歩行空間の整備が求められる。

事業実施による効果

- 1 電線共同溝を整備し無電柱化することで、国道 1 号の災害時における緊急輸送道路を確保することができ市域の救急支援活動に寄与する。
- 2 安全で快適な歩行空間および良好な都市景観の形成を図ることにより、安全・安心で魅力的なまちづくりに寄与する。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501